平成２８年（フ）第４８号
埼玉県吉川市栄町776番地50　末木コーポ201号
債務者　大塚　　勉
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月７日午後１時
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
新潟県長岡市下々条町1947番地５
債務者　菅谷　千草
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
　　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第４８４号
大阪市浪速区恵美須西１丁目２番33―302号
債務者　山内めぐみ
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６０号
沖縄県宜野湾市大山４丁目11番16号　コーポＭＣＣ　Ｓ－２
債務者　木村　正志
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午前10時
　　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第２３５２号
神奈川県鎌倉市台１丁目３番７号　リバーサイド観音201
債務者　荒井みゆき
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６号
横浜市南区睦町２丁目180番地13　シャンブルドゥ横浜301
債務者　渡邉　芳雄
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３号
横浜市西区久保町17番21号
債務者　村上　　渉
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７１号
横浜市金沢区富岡西７丁目５番13号　サンハイツ101
債務者　佐藤　修司
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８１号
横浜市旭区東希望が丘100番地５　ＳＳ１ビル406
債務者　志磨　菊栄
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８４号
横浜市磯子区洋光台４丁目１番５―917号
債務者　須藤　　健
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時15分
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字下野651番地２
債務者　村﨑　睦子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
　　熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２７年（フ）第１０８０号
東京都小平市学園西町１丁目26番36―105号
債務者　小山内道香
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後１時30分
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２８号
静岡県浜松市南区小沢渡町682番地
債務者　大城　達矢
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
静岡県浜松市北区三幸町228番地の１　ドリームＡＺ―Ｖ　306
債務者　村松　文義
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２１６７号
横浜市磯子区丸山１丁目４番11―204号
債務者　石井　　明
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６号
神奈川県大和市下鶴間704番地８　クレアールつきみ野303号
債務者　高田　美香
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部